

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業

利用料金一部貸付事業 募集要項

この事業は、大阪府内（大阪市・堺市を除く。以下「対象区域」という）の保育所等にて従事する保育士資格を持つ方の離職防止に向けた環境を整備し、保育人材の確保を図ることを目的として未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業の利用料の一部を貸し付けます。

保育士又は保育教諭として児童の保護等に2年間継続して従事すれば、返還免除となります。

※「預かり支援事業」とはファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業など

1. 貸付対象者

下記要件の①から③のすべてを満たす必要があります。

①対象区域の次に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という）に雇用されている保育士又は保育教諭

- ア 保育所
- イ 幼稚園のうち預かり保育を常時実施している施設又は認定こども園への移行を予定している施設
- ウ 認定こども園
- エ 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業
- オ 病児保育事業
- カ 一時預かり事業
- キ 離島その他の地域における特例保育を実施する施設
- ク 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている事業
- ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

※貸付対象施設については、従事先及び当該市町村に確認させていただく場合があります。

②未就学児を持つ保育士であって、保育所等を利用している方

③保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する方

④修学資金の貸付を受けている方や、生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている方は対象外となります。

2. 貸付限度額

預かり支援事業の利用料金の半額（年額123,000円を上限とする）

※貸付期間は、保育所等に勤務する2年間を限度とする。

なお、貸付期間終了後に、「預かり支援事業利用料金一部貸付実績精算書」をご提出いただきます。
当初申請いただいた利用料金の計画において、勤務時間の延長等でさらに貸付を希望する場合は、追加貸付を申請いただくことができます。

ただし、当初の計画より実際の利用料の支払いが少なかった場合は、差額を返還していただきます。

4. 貸付の利子 無利子

5. 申請方法など

■募集期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日（必着）※随時申請を受付し審査を実施

■提出先：大阪府社会福祉協議会（以下、府社協） 大阪福祉人材支援センター 子どもの預かり支援事業
利用料金一部貸付担当へ、郵送（簡易書留または特定記録郵便を使用）もしくは直接持参

■申請に必要な書類 ※必要な様式は問い合わせ先まで資料請求してください。

- ① 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付申請書（様式第1号）
- ② 同意書
- ③ 保育士証（写）（※保育士登録を申請中の場合は、養成施設修了又は保育士合格が分かるものでも可）
- ④ 利用者負担額（保育料）決定通知書の写し
- ⑤ 勤務・採用（予定）証明書（様式第2号）
- ⑥ 申請者の住民票（世帯全員記載で申請日より3カ月以内に発行、マイナンバーの記載がないもの）
- ⑦ 連帯保証人の直近の府・市町村民税課税証明書又は源泉徴収票(写)
- ⑧ 保育所等における勤務の時間帯が記載された書類
- ⑨ 子どもの預かり支援に関する事業の利用の時間帯及び料金が記載された書類

6. 申請に関する留意点

①申請者及び連帯保証人は、個人情報の取扱や返還等を認識し、同意書に自筆での署名・捺印が必要です。

②連帯保証人が1名必要です。

・下記の⑦・①・②・③の要件をすべて満たす方を連帯保証人としてください。

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| ⑦独立した生計を営んでいる。 | ①安定した収入がある（住民税が課税され、現在従事中である）。 |
| ②申請日において年齢が65歳未満である。 | ③日本国内に居住する成年の者である。 |

・次の項目に該当する方は連帯保証人になることができません。

- | | |
|---|------------------------|
| ・府社協及び都道府県社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている。 | |
| ・府社協から修学資金の貸付を受けている。 | ・生活福祉資金等の返済を滞納している。 |
| ・債務整理中である（自己破産や個人再生等）。 | ・申請者同士が互いに連帯保証人になっている。 |

※貸付審査の際は、連帯保証人に確認事項の連絡をすることがあります。

③返還免除となる場合は、以下の通りです。

- | |
|---|
| (1) 借受人が対象区域に所在する保育所等において児童の保護等（以下「返還免除対象業務」という。）に2年間引き続き従事したとき。なお、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合は、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなします（ただし、従事期間には算入しません）。
また、従事先の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、対象区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、従事期間に算入して差し支えないものとします。 |
| (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。 |

④貸付金を返還していただく場合の主な条件は、次の通りです。

- | |
|---|
| (1) 貸付契約が解除されたとき。 |
| (2) 退職したとき。 |
| (3) 借受人が対象区域内に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき（ただし従事先の法人における人事異動の場合は除く）。 |
| (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。 |

※返還になった場合、事由に該当することとなった日の属する月の翌月から1年以内に、一括または月賦により、原則、借受人本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社（りそな決済サービス株式会社）を通じて、自動振替にて返還いただきます。また、正当な理由なく、返還すべき日までに返還しなかったときは、その翌日から返還した日までの日数に応じて、年3%の延滞利子を返還金と併せて支払っていただきます。
--

7. 申請に関する問い合わせ先

（福）大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付担当

〒542-0065 大阪府中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL：06-6776-2943（平日9時～17時受付） FAX：06-6761-5413

※申請書など様式の
資料請求はコチラ→

